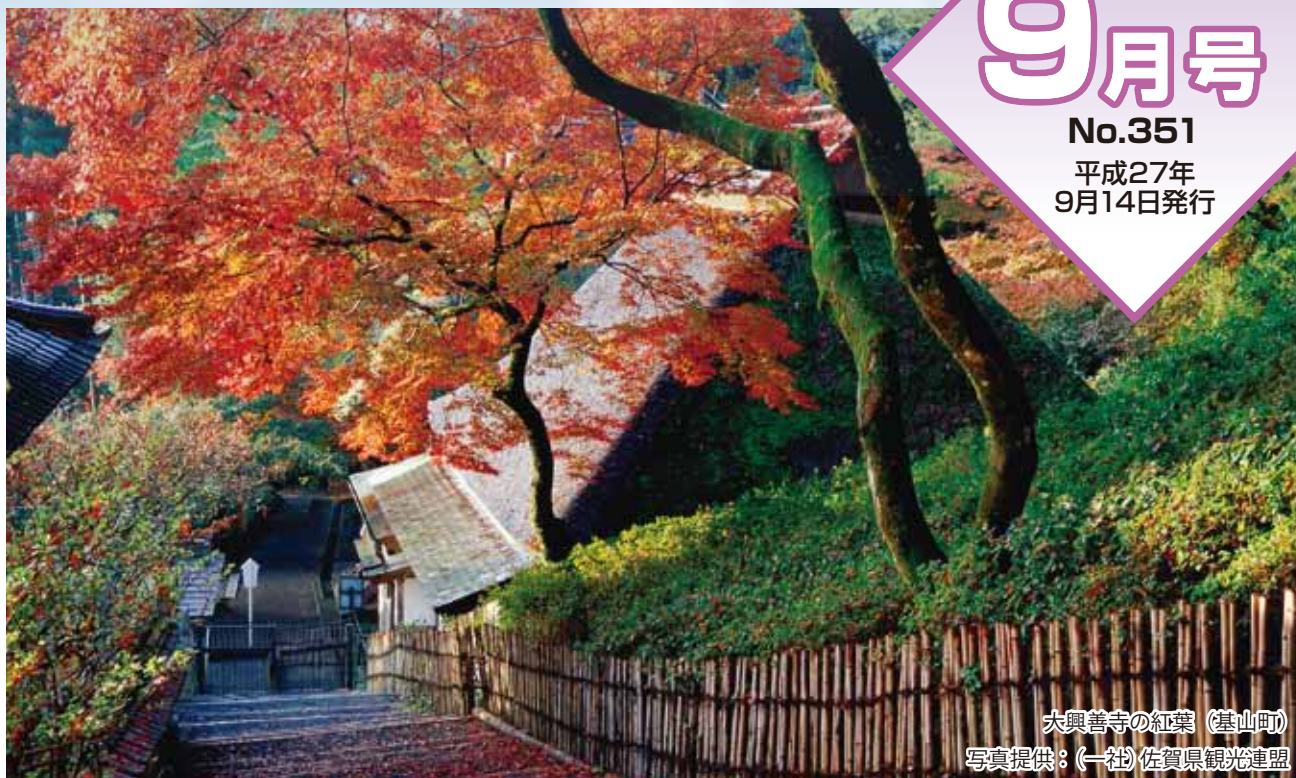


共済さが

平成27年
9月号

No.351

平成27年
9月14日発行



大興善寺の紅葉（基山町）
写真提供：（一社）佐賀県観光連盟

- ◆ 平成26年度の医療費の状況 2
- ◆ 平成27年9月から長期給付に係る掛金率が引上げられます 3
- ◆ 平成27年10月からの掛金（保険料）率について 3
- ◆ 標準報酬制の解説 ～掛金等はどのように変わる？～ 4
- ◆ 年金払い退職給付が創設されます 6
- ◆ 平成27年10月から障害共済年金の在職支給停止がなくなります 8
- ◆ こころとからだの健康相談 9
- ◆ 柔道整復師（整骨院、接骨院）のかかり方について 9
- ◆ 標準報酬制への移行に伴い 平成27年10月1日から短期給付の算定方法等が変更されます 10
- ◆ 平成27年8月から育児休業手当金・介護休業手当金の給付上限額が変更されました 11
- ◆ ジェネリック差額通知を送ります 11
- ◆ 退職後の医療保険制度について 12
- ◆ 共済組合の任意継続組合員制度について 12
- ◆ 平成27年10月から任意継続組合員の掛金の算定基礎等が変更となります 13
- ◆ 40歳以上の方 「特定健康診査」の受診はお済みですか？ 14
- ◆ 生活習慣改善のチャンス 「特定保健指導」をご利用ください 14
- ◆ 平成26年度 特定健康診査・特定保健指導の実施状況 15
- ◆ インフルエンザ予防接種助成のご案内 15
- ◆ ボーナスなどの臨時収入は断然お得な共済貯金へ！ 16

佐賀県市町村職員共済組合

〒840-0041 佐賀市城内1丁目5番14号
TEL0952-29-0331・FAX0952-29-7647

<http://www.saga-kyosai.jp>

ご家族のみなさんと一緒にご覧ください

平成26年度の医療費の状況

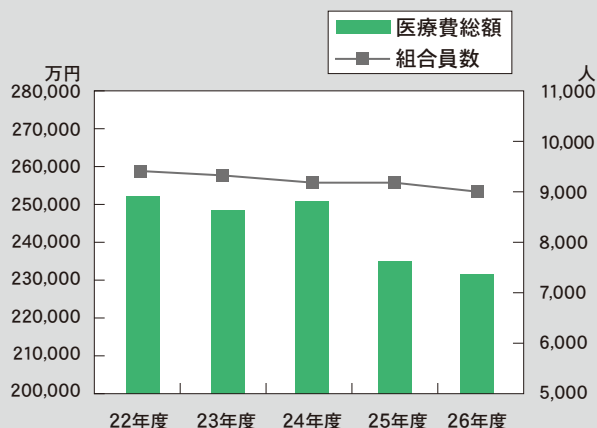
組合員、家族医療費ともに減少し、前年度医療費より2.5%減

共済組合が平成26年度中に医療機関等に支払った医療費と高額療養費として給付した医療給付費総額は、23億2,007万円となり、平成25年度に比べ5,947万円、2.5%減少しました。

平成26年度の医療費の実績と前年度との比較（表1）

区 分		医療給付費総額(万円)			組合員1人当たり医療費(円)			受診率(%)		
		25年度	26年度	前年度比(%)	25年度	26年度	前年度比(%)	25年度	26年度	前年度比(%)
本 人	入 院	40,941	35,817	87.48	44,705	39,420	88.18	0.94	0.83	88.30
	外 来	44,723	45,473	101.68	48,835	50,047	102.48	53.53	54.55	101.91
	歯 科	12,672	11,867	93.65	13,837	13,061	94.39	13.43	13.66	101.71
	調 剤	21,358	21,615	101.20	23,322	23,789	102.00	—	—	—
	計	119,694	114,772	95.89	130,699	126,317	96.65	67.90	69.04	101.68
家 族	入 院	37,656	35,960	95.50	41,118	39,577	96.25	0.87	0.80	91.95
	外 来	47,730	48,707	102.05	52,118	53,607	102.86	58.23	58.66	100.74
	歯 科	10,454	10,249	98.04	11,415	11,280	98.82	11.33	11.57	102.12
	調 剤	22,420	22,319	99.55	24,481	24,564	100.34	—	—	—
	計	118,260	117,235	99.13	129,132	129,028	99.92	70.42	71.03	100.87
合 計		237,954	232,007	97.50	259,831	255,345	98.27	69.24	70.10	101.24

医療給付費総額と組合員数の推移（図1）



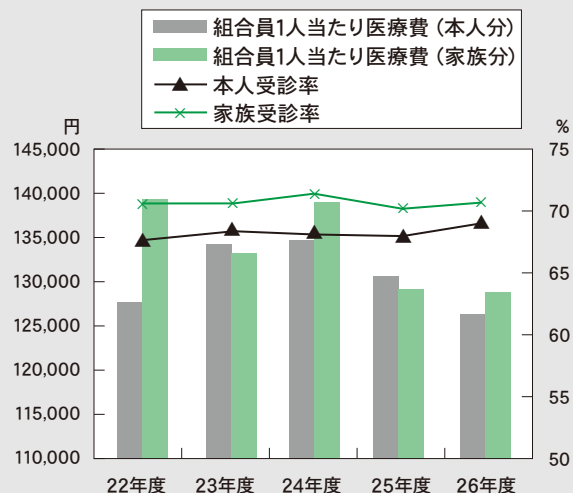
組合員1人当たりでは1.73%の減少

（表1）の医療給付費総額の診療区分別の状況から、平成26年度については、「外来」と本人の「調剤」を除いて、給付費は減少し、特に本人の「入院」が減少しています。また、平成26年度の組合員1人当たり医療費では、組合員本人と家族の医療費の総額を組合員数で除して算出した額は255,345円となり、平成25年度より4,486円、1.73%の減少となりました。

（図1）の医療給付費総額と組合員数の推移では、組合員数は減少が続いております。また、医療給付費総額の推移では、25年度から引続き減少しています。

（図2）の組合員1人当たり医療費の推移では、「入院」の減少により、平成26年度は本人・家族とも減少しています。

組合員1人当たり医療費と受診率の推移（図2）



受診率は、ほぼ横ばい

平成26年度の受診率（1ヵ月100人当たりの受診件数）は、組合員本人が69.04%、家族が71.03%となっています。

（図2）の5年間の受診率の推移をみると、組合員本人も家族も平成22年度からの増減は、ほぼ横ばいの状態にあるといえます。

健康寿命を延ばしましょう

健診で異常値が出たら医師に相談を

平成27年9月から長期給付に係る掛金率が上げられます

平成26年に行われた地方公務員共済年金における財政再計算により、平成27年9月から長期給付に係る掛金率は、次のとおり上げられます。

(単位:‰)

区分	～平成27年8月	平成27年9月
給料に 対する割合 ^(注)	105.775	107.9875 (+2.2125)
期末手当等 に対する割合	84.62	86.39 (+1.77)

(注) 給料に係る掛金を算定する場合、掛金率を基本給に乗ずることになっています。したがって、諸手当を除いたものに掛金率が乗じられることとなりますので、給料に対する割合は、期末手当等に対する割合と異なります。

※ 長期給付に係る掛金率は、地方公務員共済組合連合会定款で定めています。

※ 平成26年に行われた財政再計算に係る情報については、地方公務員共済組合連合会のホームページに掲載しております。どうぞご覧ください。

<http://www.chikyoren.or.jp>

平成27年10月からの掛金(保険料)率について

被用者年金一元化に伴い、平成27年10月から「標準報酬制」へ移行します。

また、共済年金の職域部分廃止後の年金として「年金払い退職給付」が創設される(P6参照)ことにより、新たに掛金の負担が生じます。

平成27年度 標準報酬月額・標準期末手当等に対する率(10月～3月)

(単位:‰)

区 分		組 合 員 種 別		市町村長 組 合 員	特定消防 組 合 員	専 従 組 合 員	70歳以上 75歳未満 組 合 員	75歳以上 組 合 員
		一般組合員	特別組合員					
短 期 給 付	掛 金	45.00	45.00	45.00	45.00	45.00	45.00	1.92
	介 護 掛 金	5.40	5.40	5.40	5.40	5.40	—	—
厚 生 年 金 保 険 給 付 ^{※1}	組合員保険料	86.39	86.39	86.39	86.39	86.39	—	—
退 職 等 年 金 給 付 ^{※2}	掛 金	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5
福 祉 事 業	掛 金	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	—

※1 これまでの長期給付が厚生年金保険給付と退職等年金給付に変わります。

平成27年10月からの厚生年金保険給付に係る組合員保険料の率は、平成27年9月の長期給付に係る掛金率と同じです。

厚生年金保険給付の組合員保険料率は、70歳未満の組合員に対し適用されます。

※2 平成27年10月からは職域年金が廃止され、新たな年金として「年金払い退職給付(退職等年金給付)」が創設されます。

標準報酬制の解説～掛金

被用者年金一元化に伴い、地方公務員共済組合の組合員も厚生年金に加入することとなり、平成27年10月から「標準報酬制」へ移行することは、共済さが(No.349・350)等でお知らせしてきました。

「標準報酬制」では標準報酬月額を掛金等の算定基礎としますが、標準報酬月額は給料月額(基本給)と実際に支給された手当を報酬とし、標準報酬月額を算定します。

なお、平成27年10月の標準報酬月額は、平成27年6月の報酬に基づき算定されます。

今回は「標準報酬制」に移行することで組合員の皆さんの掛金等がどのように変わるのかを、具体的な数字を用いて説明していきます。

給料月額(基本給)が同じ30万円でも、標準報酬月額を算定すると次のとおりとなります。



○例1：組合員A 被扶養者無し、時間外勤務手当が少ない場合

給料月額	扶養手当	通勤手当	時間外勤務手当	合計
300,000円	0円	5,000円	10,000円	315,000円



標準報酬月額 320,000円



○例2：組合員B 被扶養者3人、時間外勤務手当が多い場合

給料月額	扶養手当	通勤手当	時間外勤務手当	合計
300,000円	26,000円	10,000円	72,000円	408,000円



標準報酬月額 410,000円



○例3：組合員C 被扶養者1人、時間外勤務手当が多い場合

給料月額	扶養手当	通勤手当	時間外勤務手当	合計
300,000円	13,000円	15,000円	38,000円	366,000円



標準報酬月額 360,000円

《参考》標準報酬等級表(1等級から43等級まで区分されています)

	標準報酬等級	標準報酬月額	報酬月額
組合員A	19等級	320,000円	310,000円以上330,000円未満
	20等級	340,000円	330,000円以上350,000円未満
組合員C	21等級	360,000円	350,000円以上370,000円未満
	22等級	380,000円	370,000円以上395,000円未満
組合員B	23等級	410,000円	395,000円以上425,000円未満

※ 標準報酬等級表については、共済さがNo.349と同時に配布した「年金財政の現況」及び27年度版別冊共済さがと同時に配布した標準報酬制リーフレットをご覧ください。

等はどうなる？～

それでは、掛金等が9月までと10月からどのように変わってくるか見てみましょう。

○例1：組合員Aの場合 [給料月額：300,000円、標準報酬月額：320,000円]

(単位：円)

		短期掛金 (医療)	介護掛金	長期掛金※ (年金)	退職等年金 (新設)	保健掛金 (福祉)	合計
手当率制 (～9月)	掛金率	56.25%	6.75%	107.9875%	—	1.5%	—
	掛金額	16,875	2,025	32,396	—	450	51,746
標準報酬制 (10月～)	掛金率 (保険料率)	45.0%	5.4%	86.39%	7.5%	1.2%	—
	掛金額	14,400	1,728	27,644	2,400	384	46,556
増減額		▲2,475	▲297	▲4,752	2,400	▲66	▲5,190

○例2：組合員Bの場合 [給料月額：300,000円、標準報酬月額：410,000円]

(単位：円)

		短期掛金 (医療)	介護掛金	長期掛金※ (年金)	退職等年金 (新設)	保健掛金 (福祉)	合計
手当率制 (～9月)	掛金率	56.25%	6.75%	107.9875%	—	1.5%	—
	掛金額	16,875	2,025	32,396	—	450	51,746
標準報酬制 (10月～)	掛金率 (保険料率)	45.0%	5.4%	86.39%	7.5%	1.2%	—
	掛金額	18,450	2,214	35,419	3,075	492	59,650
増減額		1,575	189	3,023	3,075	42	7,904

○例3：組合員Cの場合 [給料月額：300,000円、標準報酬月額：360,000円]

(単位：円)

		短期掛金 (医療)	介護掛金	長期掛金※ (年金)	退職等年金 (新設)	保健掛金 (福祉)	合計
手当率制 (～9月)	掛金率	56.25%	6.75%	107.9875%	—	1.5%	—
	掛金額	16,875	2,025	32,396	—	450	51,746
標準報酬制 (10月～)	掛金率 (保険料率)	45.0%	5.4%	86.39%	7.5%	1.2%	—
	掛金額	16,200	1,944	31,100	2,700	432	52,376
増減額		▲675	▲81	▲1,296	2,700	▲18	630

(注) 手当率制の掛金率については27年9月、標準報酬制の掛金率(保険料率)については27年10月からの一般職に対する率です。

※ 平成27年10月からは厚生年金保険給付組合員保険料となります。

標準報酬制では、同じ給料月額でも実際に支給された手当によって掛金等の額は組合員ごとに異なります。また、同じ組合員でも標準報酬制移行前と移行後で掛金等の額が変わってきます。

標準報酬制に移行すると、諸手当が多く支給されている方は標準報酬月額が高くなり、掛金等の額も高くなります。なお、高くなった標準報酬月額は、短期給付(医療給付)の額や将来の年金額に反映されます。

年金払い退職給付が創設されます

被用者年金制度の一元化により、平成27年10月から、これまでの「職域年金部分」は廃止（※）され、地方公務員の退職給付の一部として、新たに「年金払い退職給付」が設けられます。

年金払い退職給付には、「退職年金」、「公務障害年金」、「公務遺族年金」の3種類の給付があります。

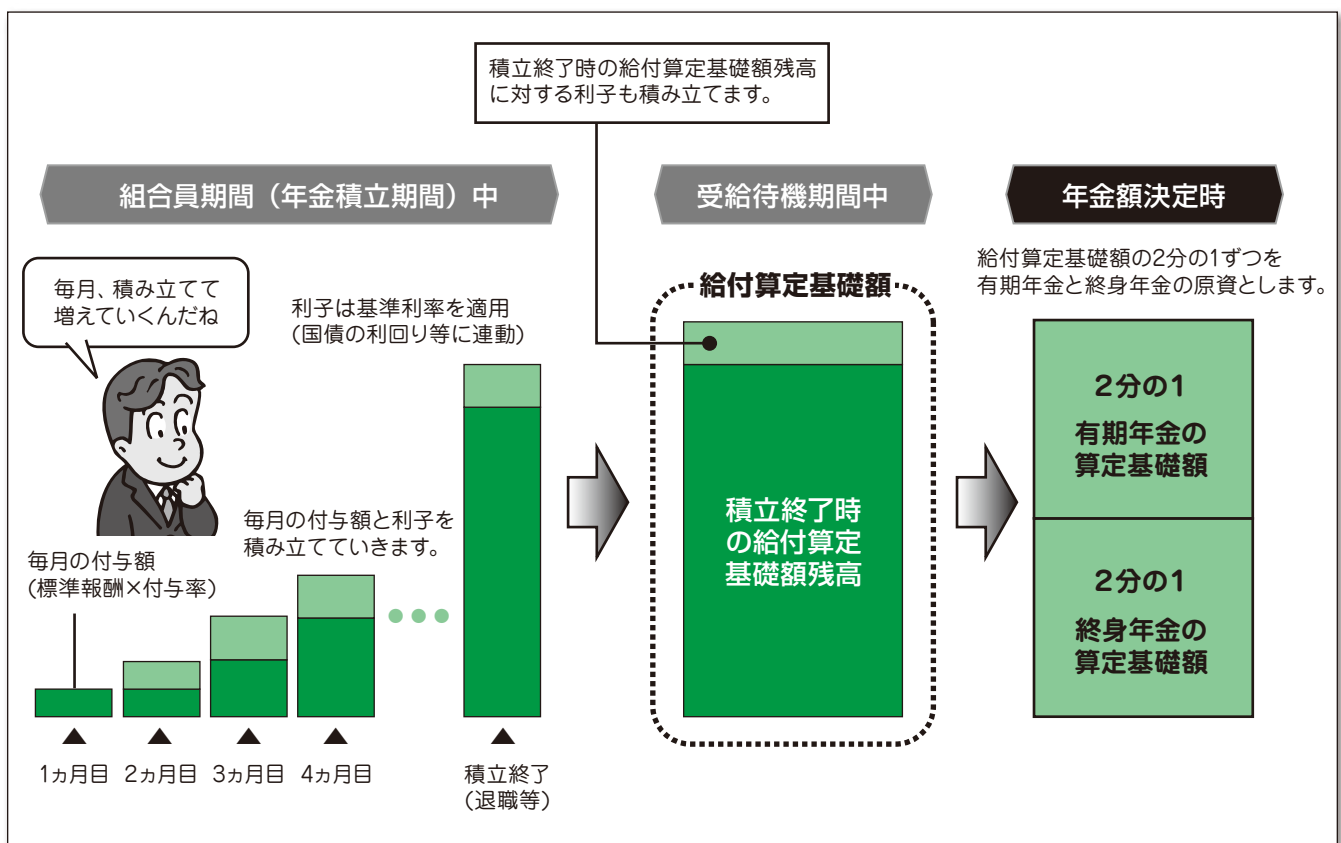
保険料（掛金）は、標準報酬月額及び標準期末手当等の額をもとに算定されます。（労使折半）

（※）一元化前の加入期間を有する方は、一元化後も加入期間に応じた「職域年金部分」が支給されます。

年金積立の仕組み

共済年金の「職域年金部分」は、現役世代の保険料（掛金）収入で受給者の給付を賄う「賦課方式」による給付ですが、「年金払い退職給付」は、将来の年金給付に必要な原資を、あらかじめ保険料（掛金）で積み立てる「積立方式」による給付になります。組合員一人ひとりに仮想の個人勘定を設定し、この個人勘定に各月の標準報酬月額及び標準期末手当等の額に付与率を乗じた「付与額」を、利子とともに毎月積み立てます。

●積立方式のイメージ図



退職年金

退職年金は、1年以上引き続き組合員期間を有する方が、退職した後65歳に達したとき、または65歳に達した日以後に退職したときに支給されます。（60歳からの繰上げや70歳までの繰下げも可能です。）

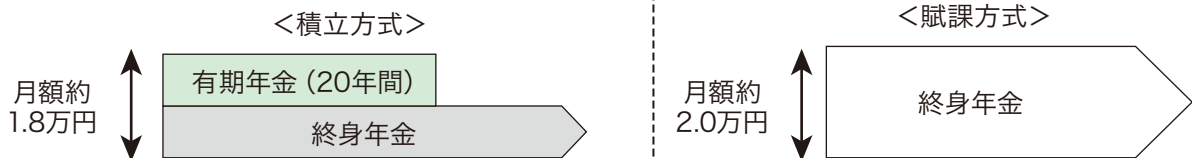
退職時まで積み立てた給付算定基礎額の半分は有期年金、半分は終身年金として支給され、有期年金は10年または20年支給のいずれかを選択します。（一時金の選択も可能です。）

受給者が亡くなられた場合は、終身年金は終了し、有期年金の残余部分は遺族に一時金として支給されます。

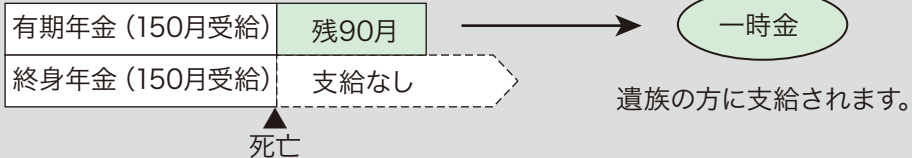
●退職年金のイメージ図

[例] 標準報酬月額36万円で40年加入した場合の年金月額（試算）

（注）年金額は基準利率の変動や平均寿命の延び等を踏まえた年金現価率を基に、毎年改定されます。



有期年金満了前に死亡した場合 [20年間（240月）を選択した場合]



公務障害年金

公務障害年金は、公務による傷病により障害の状態になった方に支給されます。

障害厚生年金（2階部分）と合わせて、現行制度の「公務等による障害共済年金」と同程度の水準で支給されます。

※ 組合員である間は、全額支給停止されます。



公務遺族年金

公務遺族年金は、公務による傷病により亡くなられた場合、遺族の方に支給されます。

遺族厚生年金（2階部分）と合わせて、現行制度の「公務等による遺族共済年金」と同程度の水準で支給されます。

平成27年10月から 障害共済年金の在職支給停止がなくなります

現在、障害共済年金の受給権者が組合員である間は、原則として年金の支給は停止されていますが、厚生年金制度には同様の支給停止制度がないため、平成27年10月以降は、厚生年金制度に合わせて、障害共済年金は、在職中であっても支給されるようになります。

なお、平成27年10月以降に障害を事由とする年金の受給権が発生したときは、障害厚生年金として支給されますが、その場合も同様に、在職中であっても支給されます。

※ 職域年金部分は、組合員である間、全額支給停止となります。

現行制度

障害共済年金

(職域年金部分) 全額支給停止

(厚生年金部分)

給与や年金額に応じ全額または一部支給停止

被用者年金一元化後

障害共済年金(障害厚生年金)

(職域年金部分) 全額支給停止

(厚生年金部分)
全額支給

※ 傷病手当金を受給されている方は、手当金の支給が調整されます。

障害共済年金(障害厚生年金)の支給要件

- ① 組合員(被保険者)である間に初診日(※1)があり、障害認定日(※2)に障害等級1級から3級に該当する障害の状態にあるとき
(注) 障害共済年金の障害等級は、身体障害者手帳などの等級とは違います。
- ② 障害認定日には障害等級1級から3級には該当しなかった人が、その後65歳に達する前日までの間に、同じ傷病により3級以上に該当する障害の状態となったとき(事後重症制度)

※1 初診日

障害の原因となった傷病について、初めて医師の診療を受けた日をいいます。

※2 障害認定日

初診日から起算して、1年6ヵ月を経過した日をいいます。

ただし、次のような場合は、症状が固定して治療の効果が期待できない状態と判断されるため、初診日から1年6ヵ月を経過しなくても障害認定日となります。

- ① 人工透析開始から3ヵ月を経過した日
- ② 人工骨頭または人工関節を挿入置換した日
- ③ 心臓ペースメーカーまたは人工弁を装着した日
- ④ 人工肛門を造設した日または尿路変更術を施した日から6ヵ月を経過した日
- ⑤ 肢体の外傷で切断または離断した日
- ⑥ 咽頭の全摘出手術を施した日
- ⑦ 在宅酸素療法(24時間)を開始した日
- ⑧ 新膀胱を造設した日

①～⑧以外でも、1年6ヵ月を経過する前に障害認定日と判断できる場合があります。

障害共済(厚生)年金の請求が遅れると診断書等の必要書類をそろえることが困難となる場合があります。また、時効により本来受給できる部分が受け取れなくなる場合がありますので、お早めに共済組合へご相談ください。

お問い合わせ：共済組合 年金課 TEL 0952-29-0333

こころとからだの健康相談

「こころとからだの健康相談」では専門知識を持った有資格者と電話、面接(メンタルヘルスのみ)により健康・メンタルヘルスに関する相談ができます。

電話料、相談料は**無料**です。面接カウンセリングは年間5回まで**無料**で相談が受けられます。相談者のプライバシーは固く守られます。絶対に他に知られることはありませんのでお気軽にご利用ください。

フリーダイヤル **0120-736-226** にお電話ください。
(携帯電話からも相談できます)

「いきなり電話で話すのは苦手」という方は、ホームページにアクセス！
(スマートフォンからも利用可能です)

共済組合ホームページのトップページの「こころとからだの健康相談」をクリックすると「健康・こころのオンライン」のサイトに移動し、「Web相談」から電子メールによる相談ができます。
ID「290331」を入力してご利用ください。

Web相談は次の手順で相談・回答の確認ができます。

- ① 相談内容を選ぶ。(健康・こころ)
- ② 相談内容や必要事項を記入し送信する。
- ③ 受付番号の発行
- ④ 回答完了の通知メールが届く。
- ⑤ 回答確認用のURLが通知される。
- ⑥ 回答を読む。

柔道整復師(整骨院、接骨院)のかかり方について

柔道整復師は、骨折や捻挫などに対して施術を行うことになっていますが、「医師」ではないため、整骨院等での施術を受ける場合に「組合員証」が使えるものは次のとおり限られていますので、正しい受診を心がけましょう。

組合員証が使えるもの

- ・ 急性などの外傷性の打撲、捻挫、挫傷(肉離れなど)、骨折、脱臼
ただし、骨折や脱臼については医師の同意が必要(応急処置を除く。)

組合員証が使えないもの(全額自己負担になります。)

- ・ 日常生活からくる疲労、肩こり、腰痛、体調不良、スポーツによる筋肉疲労、筋肉痛
- ・ 疲労回復や慰安目的のあん摩、マッサージ代替りの利用
- ・ 病気(神経痛、リウマチ、五十肩、関節炎、ヘルニアなど)からくる痛み、こり
- ・ 脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善が見られない長期の治療
- ・ 過去の交通事故等による後遺症
- ・ 仕事中や通勤途中におきた負傷



「共済組合」から施術内容を調査させていただくことがあります

近年、一部の柔道整復師による水増し請求等が問題となっています。柔道整復師から施術を受けた方に、必要に応じて施術内容等を確認するための調査を行うことになりましたので、ご協力をお願いします。

標準報酬制への移行に伴い 平成27年10月1日から短期給付の算定方法等が変更されます

○ 高額療養費の所得区分の変更

【 所得による自己負担限度額の区分 70歳未満の者 】

所得区分及び 限度額適用認定証適用区分		12ヵ月以内の高額療養費該当が3回まで	4回目以降 (多数該当者)
標準報酬月額830,000円以上	ア	$252,600円 + (医療費 - 842,000円) \times 1\%$	140,100円
標準報酬月額530,000円以上 830,000円未満	イ	$167,400円 + (医療費 - 558,000円) \times 1\%$	93,000円
標準報酬月額280,000円以上 530,000円未満	ウ	$80,100円 + (医療費 - 267,000円) \times 1\%$	44,400円
標準報酬月額280,000円未満	エ	57,600円	44,400円
低所得者 (市町村民税非課税者の場合)	オ	35,400円	24,600円

○ 給付の算定方法の変更

① 休業給付

	現 行	平成27年10月以降
傷病手当金	1日につき $\text{給料日額} \times 2/3 \times 1.25$	1日につき $\text{標準報酬の日額} \times 2/3$
出産手当金	1日につき $\text{給料日額} \times 2/3 \times 1.25$	1日につき $\text{標準報酬の日額} \times 2/3$
休業手当金	1日につき $\text{給料日額} \times 60/100$	1日につき $\text{標準報酬の日額} \times 50/100$
育児休業手当金	育児休業開始から180日目まで 1日につき $\text{給料日額} \times 67/100 \times 1.25$ 181日目以降 1日につき $\text{給料日額} \times 50/100 \times 1.25$	育児休業開始から180日目まで 1日につき $\text{標準報酬の日額} \times 67/100$ 181日目以降 1日につき $\text{標準報酬の日額} \times 50/100$
介護休業手当金	1日につき $\text{給料日額} \times 40/100 \times 1.25$	1日につき $\text{標準報酬の日額} \times 40/100$

※ 標準報酬の日額は、月額 $\frac{1}{22}$ です。

② 災害給付

	現 行	平成27年10月以降
弔慰金 家族弔慰金	弔慰金： $\text{給料月額} \times 1.25$ 家族弔慰金： $\text{給料月額} \times 1.25 \times 70/100$	弔慰金： 標準報酬の月額 家族弔慰金： $\text{標準報酬の月額} \times 70/100$
災害見舞金	$\text{給料月額} \times \text{損害の程度に応じた月数} \times 1.25$	$\text{標準報酬の月額} \times \text{損害の程度に応じた月数}$

※ 標準報酬の日額は、月額 $\frac{1}{22}$ です。

○ 高額介護合算療養費の所得区分及び自己負担限度額の変更

高額療養費の算定世帯内で、医療保険と介護保険の両制度を利用し、年間（前年8月1日から7月31日まで）の自己負担を合算した額が一定の限度額を超える場合は、本人の申請により、限度額を超えた額が、「高額介護合算療養費」として支給されます。

所 得 区 分		自己負担限度額（医療保険＋介護保険）	
		70歳～74歳の者がいる世帯	70歳未満の者がいる世帯
標準報酬月額830,000円以上		67 万円	212 万円
標準報酬月額530,000円以上 830,000円未満			141 万円
標準報酬月額224,000円以上 424,000円未満			67 万円
標準報酬月額224,000円未満		56 万円	60 万円
低所得Ⅱ	市町村民税非課税世帯の場合	31 万円	34 万円
低所得Ⅰ	低所得Ⅱのうち、所得が一定の基準に満たない場合(年金収入80万円以下等)	19 万円	

平成27年8月から

育児休業手当金・介護休業手当金の給付上限額が変更されました

育児休業手当金の給付上限相当額

育児休業開始から180日目までの期間（支給率67/100の期間）

（現行）**12,973円** ⇨ （変更後）**12,982円**
 $14,210円 \times 30 \times 67/100 \div 22 = 12,982円$ （円未満切捨て）

181日目から育児休業手当金終了までの期間（支給率50/100の期間）

（現行）**9,681円** ⇨ （変更後）**9,688円**
 $14,210円 \times 30 \times 50/100 \div 22 = 9,688円$ （円未満切捨て）

介護休業手当金の給付上限相当額

（現行）**7,745円** ⇨ （変更後）**7,750円**
 $14,210円 \times 30 \times 40/100 \div 22 = 7,750円$ （円未満切捨て）

掛金の算定の基礎となる給料月額が341,110円（教育長は426,250円）以上の者が該当します。

ジェネリック差額通知を送ります

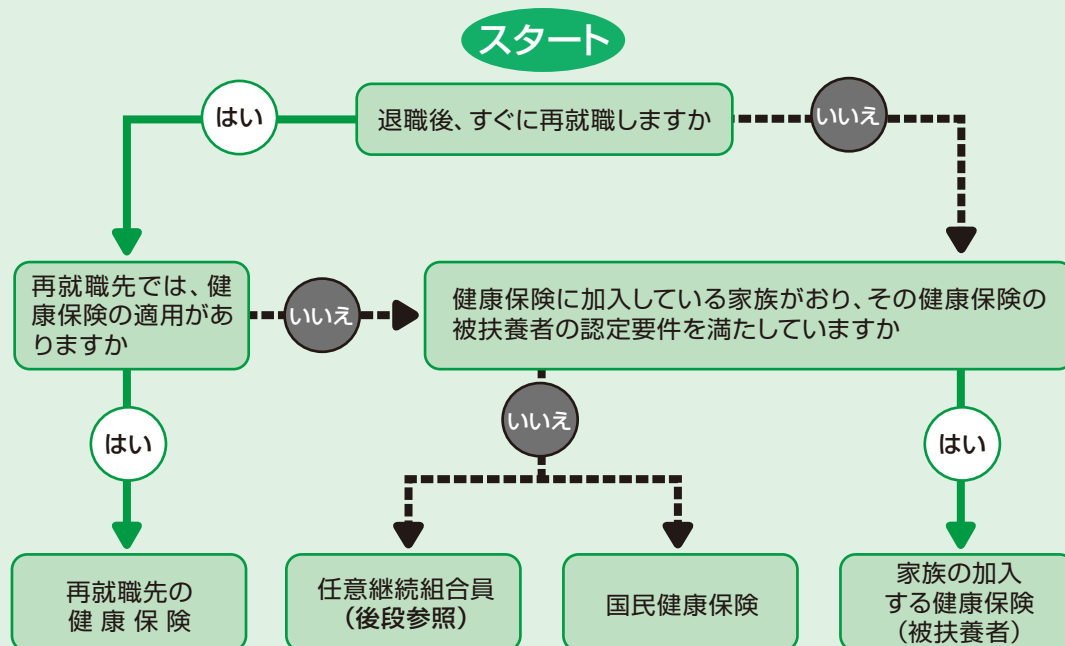
ジェネリック医薬品に切り替えた場合、500円以上の薬代の削減が見込まれる方に対して、平成27年10月にジェネリック差額通知を送付します。受け取られた方は、是非、ジェネリック医薬品への切替えをご検討ください。

退職後の医療保険制度について

組合員のみなさんが退職すると、その翌日に組合員の資格を喪失することになりますので、組合員証を使用して医療機関で受診することができなくなります。

そこで、退職後の状況に応じて、新たにいずれかの医療保険制度に加入することになります。

※ 各医療保険制度の自己負担割合は、いずれの制度も本人、家族ともに3割です。ただし、義務教育就学前までの家族は2割です。また、70歳以上75歳未満の高齢受給者については2割（昭和19年4月1日以前生まれの者は1割）で、一定以上所得者は3割です。



※ 「任意継続組合員」になるか「国民健康保険」に加入するかは、任意継続掛金と国民健康保険料（税）の負担額などを参考に判断する必要があります。

※ 組合員の退職により、60歳未満の被扶養配偶者は、国民年金の第1号被保険者または第3号被保険者として国民年金に加入することになりますので、忘れずに手続きを行ってください。

共済組合の任意継続組合員制度について

共済組合の短期給付制度では、退職後に病気やケガをした場合、組合員と同様の給付（休業給付を除く。）を受けられることのできる任意継続組合員制度があります。

ただし、共済組合の保健事業については「特定健康診査・特定保健指導」のみとなりますので、人間ドック等の助成を受けることが出来なくなります。

◆ 任意継続組合員の手続等

- 1 **加入資格** 退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった方（1年と1日以上の組合員期間が必要となります。）
- 2 **加入できる期間** 退職後2年間（中途での資格喪失もできます。）
- 3 **加入手続** 退職日から20日以内に「任意継続組合員資格取得申出書」を元所属所を経由して共済組合に提出してください。
- 4 **任意継続組合員の掛金の納入期限** 「任意継続組合員資格取得申出書」受理後、任意継続組合員証と払込票を送付します。初回の納入は、退職日から起算して20日以内に、2回目以降は任意継続組合員の資格の継続を希望する月の前月の末日までに納入（前納制）することになります。

5 任意継続組合員の掛金の納入方法

毎月払込	毎月、「口座振替（20日）」または「払込票」で納入することになります。
6月分前納	6月分を、年2回に分けて「口座振替」または「払込票」で納入することになります。
12月分前納	12月分を、一括で「口座振替」または「払込票」で納入することになります。

※ 「口座振替」は、佐賀銀行のみの取扱いです。

※ 6月分前納、12月分前納の場合は、前納割引が適用されます。

平成27年10月から 任意継続組合員の掛金の算定基礎等が変更となります

平成27年10月から標準報酬制へ移行することに伴い、任意継続組合員の掛金の算定基礎がこれまでの給料月額から標準報酬月額に変更となります。

掛金は、算定の基礎となる標準報酬月額に短期の掛金率（共済組合の定款で定める率：平成27年10月から平成28年3月までは90%）を掛けて計算します。

なお、40歳以上65歳未満の方は、掛金の算定の基礎となる標準報酬月額に介護保険の掛金率（共済組合の定款で定める率：平成27年10月から平成28年3月までは10.8%）を掛けて計算した掛金も合わせて納付していただきます。

1 掛金の算定の基礎となる標準報酬月額（以下の(1)から(3)のうちいずれか低い額）

- (1) 任意継続組合員の退職時の標準報酬月額
- (2) 組合員期間が15年以上で退職時の年齢が55歳以上で初めて退職する場合は、退職時の標準報酬月額の7割の額を標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして求めた標準報酬月額
- (3) 毎年1月1日における共済組合の短期給付の適用を受ける組合員（任意継続組合員を除く。）の標準報酬月額の平均額を標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして求めた標準報酬月額

2 任意継続組合員の掛金に関する経過措置

任意継続組合員の掛金に係る平成27年10月前後の適用について経過措置が設けられていますので、退職した日、掛金の対象年度・月により掛金の算定基礎、掛金率が変わります。

経過措置

	掛金対象 年度・月	上記の1(1)、(2) の退職時の 標準報酬月額	上記の 1(3)の額	掛金率(共済組合の 定款で定める率)
平成27年9月30日 以前に退職	平成27年度 10月から3月	退職時の 給料の額	320,000円	短期 112.5% 介護 13.5%
	平成28年度	退職時給料額×1.25を 基礎とした標準報酬月額	平成28年1月1日の 平均標準報酬月額	平成27年度末 に決定
	平成29年度	退職時給料額×1.25を 基礎とした標準報酬月額	平成29年1月1日の 平均標準報酬月額	平成28年度末 に決定
平成27年10月1日 以後に退職	平成27年度 10月から3月	退職時の 標準報酬月額	410,000円	短期 90.0% 介護 10.8%
	平成28年度	退職時の 標準報酬月額	平成28年1月1日の 平均標準報酬月額	平成27年度末 に決定
	平成29年度	退職時の 標準報酬月額	平成29年1月1日の 平均標準報酬月額	平成28年度末 に決定

40歳以上の方「特定健康診査」の受診はお済みですか？

生活習慣病は自覚症状が少ないため、放置し続けた結果、いつの間にか命が危険な状態になっていることがあるため、サイレントキラー(沈黙の殺人者)とも言われます。一方で、生活習慣病は早期に生活習慣を改善すれば予防できる病気でもあります。

「特定健康診査」(特定健診)は、生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドロームの発見・予防のための健診です。今年度(平成27年4月1日以降)まだ受診されていない方は、必ず受診されますようお願いいたします。

・被扶養者の方へ

5月に「特定健康診査受診券」(受診券)を郵送しています。次のいずれかの方法で受診してください。

- ① 医療機関または健診機関での受診(受診券と一緒に一覧表を送付しています。)
- ② 市町の集団健診での受診(受診券と一緒に日程表を送付しています。)
- ※ 受診券を使用すると特定健診が無料で受けられます。
- ※ 受診券の有効期限は平成27年3月31日です。
- ※ 健診機関と集団健診の情報は、共済組合のホームページにも掲載しています。
- ※ 予約が必要な場合があります。電話で確認されることをお勧めします。

- 次のいずれかを受診の場合は、「特定健診」を受診したことになります。
「特定健康診査受診券」による受診は必要ありません。

健 診 の 種 類	健 診 結 果
共 済 組 合 が 助 成 す る 人 間 ド ッ ク	人間ドックは特定健診検査項目を含む、多様な検査を実施するため、「特定健診」も受診したことになります。特定健診結果は健診機関から共済組合に送られます。「特定健康診査受診券」は破棄してください。
パート勤務先等で行う 定 期 健 康 診 断	パート勤務先等で定期健康診断を受診される方は、健診後、健診結果を受け取ったらその写しを共済組合へ提出してください。

- 被扶養者の資格を喪失した時は、「特定健康診査受診券」は使用できませんので、破棄してください。

生活習慣改善のチャンス「特定保健指導」をご利用ください

健診結果に基づき、該当者には特定保健指導利用のご案内をします。(無料で利用できます)

健診の結果、メタボリックシンドロームのリスクがあると判断された方には、その程度により生活習慣改善の支援として特定保健指導を実施します。特定保健指導対象者の方には共済組合から特定保健指導利用のご案内をします。

特定保健指導では医師や保健師等の専門家のアドバイスを受けながら、6ヵ月間、自分のペースで食生活や運動など生活習慣の改善に取り組んでいただきます。

特定保健指導が受けられる医療機関等については、案内時及び共済組合のホームページでお知らせします。

このような心配をされていますか？

- お金がかかるのはいやだ。
→ 特定保健指導は無料で利用できます。
- 仕事で疲れているのに、きつい運動や面倒なことをやらされるのでは？
→ 医師や保健師と相談して、自分にあった無理のない行動目標を立てられます。
- 症状も出ていない、医療費も使っていないから特定保健指導は必要ないのでは？
→ リスクを放置した場合、糖尿病、脳梗塞、心筋梗塞など、最悪の場合、生命に関わる重大な病気になる可能性が高まります。今のうちに生活習慣を改善し、メタボリックシンドロームのリスクを解消すれば、健康寿命を延ばし、将来にわたって健康上の問題がない状態で日常生活を送ることができます。自分と家族の将来のためにも、ぜひ特定保健指導をご利用ください。



平成26年度 特定健康診査・特定保健指導の実施状況

平成26年度特定健康診査及び特定保健指導の実施状況（平成27年7月17日現在）をお知らせします。

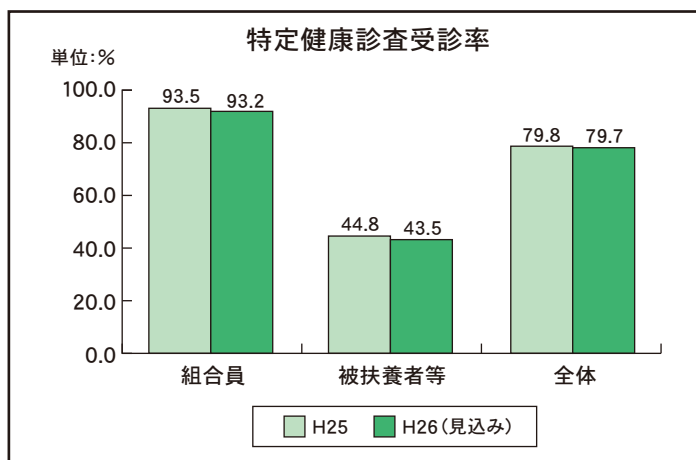
● 特定健康診査

平成26年度の受診率は、組合員の受診率が0.3%減少、93.2%となりました。

被扶養者の受診率は1.3%減少し、43.5%となりました。

全体の受診率は、前年度を0.1%下回る79.7%となり、当組合の平成26年度目標値84.8%に届きませんでした。

特定健康診査	対象者数	受診者数
組合員	5,461人	5,092人
被扶養者等	2,034人	884人
合計	7,495人	5,976人

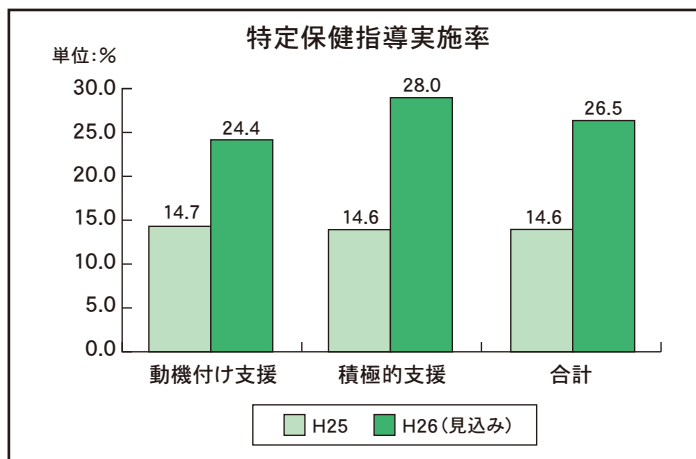


● 特定保健指導

特定健康診査受診者の中から選定を行い、特定保健指導の「利用券」を発行しました。発行は平成26年12月、27年2月、4月に行いました。

平成26年度は、所属所を訪問して行う特定保健指導（初回面接）の実施を拡大した結果、実施率が向上し、当組合の平成26年度目標値19.1%を達成できる見込みです。

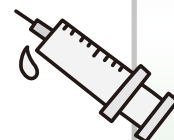
特定保健指導	対象者数	実施者数
動機付け支援	455人	111人
積極的支援	664人	186人
合計	1,119人	297人



インフルエンザ予防接種助成のご案内

平成27年10月から12月までに
インフルエンザ予防接種を受けられた方に対し費用の一部を助成します。

- 助成対象者** 組合員及び被扶養者に対し助成します。
- 助成対象外の方** 予防接種時に65歳以上の方及び自治体が行う助成の条件を満たす方は対象外です。
- 助成対象期間** 平成27年10月1日～平成27年12月31日の期間内に受けた予防接種に助成します。
- 助成額** 1,000円を限度に1人につき1年度に1回助成します。
予防接種費用が1,000円未満の場合は実費額を助成します。
- 必要書類** 医療機関発行の領収書（コピーやレシートは不可）
次のことが明記されている必要があります。必ず確認してください。
 - ・ インフルエンザの予防接種であること
 - ・ 予防接種を受けた方の氏名
 - ・ 予防接種に要した費用（接種一回分の料金が明示されていること）
 ※ 領収書は、医療機関で料金を支払う際に「領収書が欲しい」と意思表示しないと発行されない場合がありますのでご注意ください。
- 請求方法** 所属所の共済組合事務担当者へお尋ねください。
請求期限は平成28年2月末です。お早めにご請求ください。



ボーナスなどの 臨時収入は 断然お得な 共済貯金へ！

★年利**0.6%**
(半年複利)

★個人で直接の
積立も可能

共済貯金は、加入者のみなさんからお預かりした資金を安全・有利に運用し、高利回りの預金としてご愛用いただいております。ボーナス等の臨時収入のお預け入れにつきましてもぜひご利用ください。

☆ 給料天引きだから、確実に増やせます。

☆ 積み立ての中断・復活や、積立額変更もできるから、自分のペースで積み立てができます。臨時積立は、いつでも、いくらでも積立可能です。

臨時積立内容

積立方法 添付の「払込票」を使用し、最寄の佐賀銀行で振込んでください。
振込手数料は組合員負担となります。

※ 新たに「払込票」が必要になった場合は、所属所の共済組合事務担当者がお持ちですので問い合わせてください。

積立金額 千円単位で、積立金額の上限はありません。

利息 共済組合の口座に入金されたその日から利息が発生します。

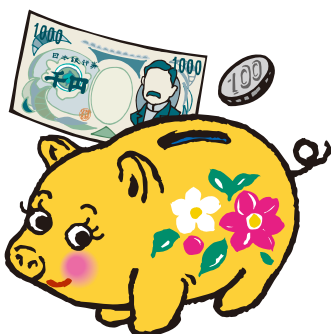
回数 臨時積立は同一月に何度でも可能です。

入金通知 臨時積立をされた場合、「貯金入金通知書」を積立月の翌月10日前後に送付します。



共済貯金に加入していない方は、所属所の共済組合事務担当者に申し出て、加入手続きをとっていただき、加入後に臨時積立ができます。

問合せ：佐賀県市町村職員共済組合
総務課 福祉係
TEL 0952-29-0334



市町村共済		貯 払 込 票		テレ為替	
平成27年度		12月分			
金 額	¥ 2 0 0 0 0 0		円	定例積立	円
払込先行	佐賀銀行 県庁支店		円	臨時積立	200,000 円
氏 名	佐賀県市町村職員共済組合		円		円
預金種目	普 通	口座番号	1 0 0 8 4 7	(受領印)	(備 考)
住 所	〇〇市〇〇町〇〇〇-〇				
氏 名	共 済 五 郎				
上記金額を払込みました。					
株式会社 佐 賀 銀 行					
(払込人保管)					